

## 建設業界のコンプライアンスの確立に向けた真摯な取り組みを求める決議

平成23年12月の公正取引委員会の立ち入り検査以降、談合事案を二度と起こさないよう、建設業界、独占禁止法に違反した業者及び県は、談合防止対策と建設業界のコンプライアンスの確立に取り組んできている。

高知県建設業協会は、改善計画に基づく取組を着実に実施し、研修による意識の向上、相談窓口の設置による日常の不正の防止、公益通報による違反行為の芽の除去という、コンプライアンスの確立に有効な仕組みが整備された。

独占禁止法違反業者では、全社がコンプライアンスに関する基本方針を策定し、社内研修も実施済みであり、今後とも基本方針に基づく計画的な取り組みが期待できる。

県では、入札制度の見直し、ペナルティの強化など新たな談合防止対策を講じるとともに、今回の違反事案の背景等を踏まえた対策にも取り組むこととしている。

このように、建設業界のコンプライアンスの確立に向けた取り組みは着実に進んでいる。

一方、違反業者においては、長期の指名停止により、経営の悪化、従業員の解雇が進んでおり、多くの手持ち工事が終了した4月からは、さらに財務状況が厳しくなる。今、正に崖の縁に立っている業者もあるのではないかと推察する。このまま指名停止が継続されると、経営困難に陥る業者が出て、従業員やその家族の生活が脅かされる事態となることが懸念される。そうなれば、関係業者等へ連鎖的に影響するなど県経済全体への波及も避けられない。

こうした中、昨年12月の定例会において議会が採択した請願「独占禁止法に違反した建設業者37社に対する指名停止処分の短縮等を求める請願について」に対し、今議会で知事から示された方針は、談合の主導者については、今後も談合の芽が育たないよう厳正に対処し、指名停止期間を短縮する業者に対しては、再度の違反を行った場合、短縮期間の2倍を指名停止期間にさらに加算するというものであり、コンプライアンス確立の取り組みとあわせて今後の談合の発生を防止できる対応となっている。この方針により、県経済や県民生活への大きな影響も回避できる。

については、建設業界及び県に対し、二度と談合事案を起こさず、県経済及び県民生活に混乱を招くことのないよう、次のことを要請する。

1. 建設業界にあっては、今般の知事の判断をしっかりと受け止め、再び県経済及び県民生活に混乱を招くことのないよう、コンプライアンスの確立について引き続き真摯に取り組む、県内外からの信頼の回復に努めるとともに、社会資本整備や地域防災など建設業の担う役割をしっかりと果たしていくこと。
2. 県においては、談合防止対策について今後も必要な措置を取るなど不断の取り組みを進めるとともに、建設業界がコンプライアンスの確立への取り組みを継続するよう適切な指導・助言を行っていくこと。

以上、決議する。